



【締切間近】福岡県中小企業者等月次支援金（10月分）は 1月18日（火）までにお申し込みください！

県では、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が減少した中小企業者等の事業継続を支援するため、「福岡県中小企業者等月次支援金」の申請を受け付けています。

本支援金の申請受付は1月18日（火）までとなっています。

申請をご検討されている事業者の皆様は、必ず期限までにお申し込みいただきますよう、お願いいたします。

1 対象者、給付額、申請期間、申請要件等
別紙のとおり

2 申請方法

Web上での申請を基本とします。

■ 申請先 <http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県中小企業者等月次支援金

検索



Web上での申請が困難な方のために、郵送での申請も受け付けます。
郵送申請書類をご希望の方は下記コールセンターへご連絡ください。

3 お問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金 コールセンター（平日9時～17時）

TEL：0120-876-866

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び都道府県の要請による、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある**中小法人・個人事業者等**
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある**酒類販売事業者(中小事業者等)**

給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年10月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で**30%以上50%未満減少**していること。
 - ②-1 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、2021年10月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満減少**していること、(イ)**70%以上90%未満減少**していること、又は(ウ)**90%以上減少**していること。
 - ②-2 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年9月～10月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)**15%以上30%未満減少**していること。(いずれかの月で30%以上の減少となる場合には本給付の対象外となります。)
- ※5月・6月・7月・8月・9月分の申請受付は終了しております。

給付額

- ① 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上30～50%減少)
 - ② (ア) 法人 上限**20万円/月**、個人事業者 上限**10万円/月** (売上50～70%減少)
(イ) 法人 上限**40万円/月**、個人事業者 上限**20万円/月** (売上70～90%減少)
(ウ) 法人 上限**60万円/月**、個人事業者 上限**30万円/月** (売上90%以上減少)
(エ) 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (2か月連続売上15～30%減少)
- ※10月分のみ申請可能です。
【算出方法】
2019年(又は2020年)10月の売上 - 2021年同月の売上
(②(ア)～(ウ)については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)
※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

申請期間

- ① 10月分: **2021年11月1日(月)～2022年1月18日(火)**
- ② 10月分: **2021年11月1日(月)～2022年1月18日(火)**

※5月・6月・7月・8月・9月分の申請受付は終了しております。
※Web、郵送での申請となります。

問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
電話: **0120-876-866**(平日9時～17時)
ホームページ:
<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

給付対象 イメージ図

